滋賀 福利広報

240号
令和4年12月1日

目次

- 公立学校共済組合アンケート回答のお願い…①
- 退職時の手続き…②
- 退職前後の年金関係手続き…②
- 貸付未償還元利金の返済…②
- 退職後の医療保険制度…③
- 教職員互助会の退会手続きのご案内…④
- カフェテリアプラン助成事業…④
- カウンセラーの仕事とは…⑤
- iDecoつみたてNISA…⑥
- 滋賀県退職教職員互助会でーす!…⑦
- 被扶養者の方の特定健康診査のお知らせ…⑧
- 所属所訪問型特定保健指導のお知らせ…⑧
- 滋教互「グループ保険」のお知らせ…⑨
- 教職員住宅入居者募集中!!…⑨
- 介護講座のご案内…⑩
- インフルエンザ予防接種補助事業のご案内…⑩
- 被扶養者の資格確認(検認)手続き…⑪
- 住宅支援事業のお知らせ…⑫

公立学校共済組合 アンケート回答のお願い

これからの保健事業をより良くするため
組合員のみなさまのご意見をお寄せください!!

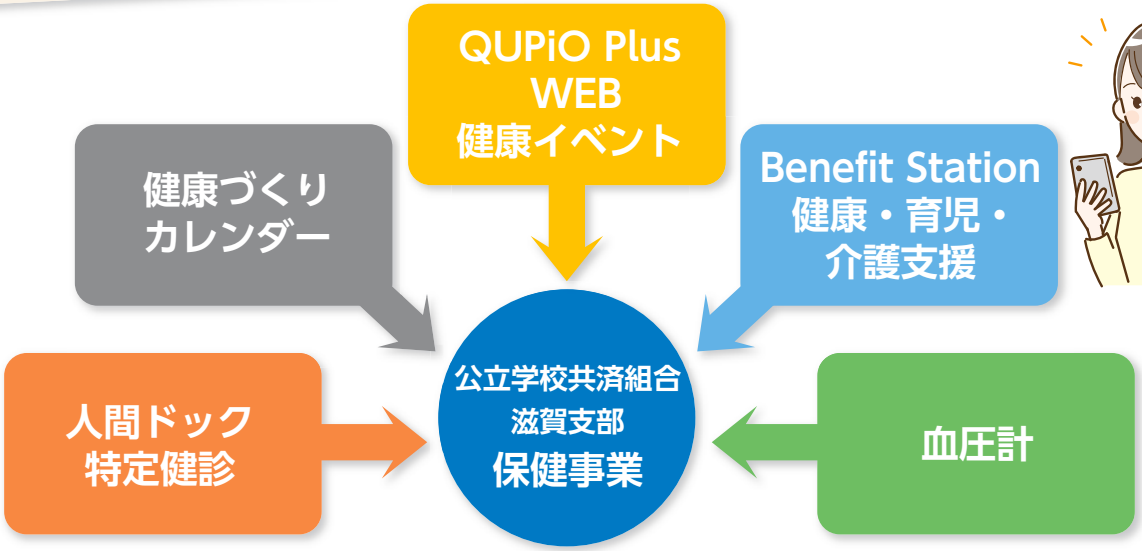

回答期間 令和4年11月24日(木)～12月15日(木)

下記のQRコードもしくは公立学校共済組合滋賀支部ホームページ
(組合員専用ページ・事務担当者専用ページ) よりアクセスいただき、
ご回答をお願いします。あなたの声を聞かせてください!!

①組合員用アンケートはこちら(右)です。▶

組合員用アンケート

◀②事務担当者用のアンケートはこちら(左)です。
事務ご担当の方はお手数ですが①②共にご回答をお願いします。
事務ご担当の方のリアルな声を是非お聞かせください!!

事務担当者用アンケート

お問い合わせ先　保健貸付係　TEL 077-528-4555

この広報誌は、県健康福利室フォルダ、共済組合、教職員互助会の各ホームページからもご覧いただけます。各QRコードをスマートフォンで読み取ると関連ページにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

公立学校共済組合　教職員互助会

ご家庭にお持ち帰りください

令和４年度（2022年度）

1 退職時の手続き

正規職員が退職（定年退職を含む）した場合や、臨時的任用職員、会計年度任用職員の任期が終了する場合は、退職日（任期終了日）の翌日に共済組合員の資格を喪失するため、退職時の所属所を通して以下の手続きを行ってください。

「一般組合員」の資格喪失手続き
（正規職員、再任用フルタイム勤務職員、任期付職員、会計年度任用職員フルタイム等）

提出書類
- 一般組合員退職届書
- 組合員証等返納届書

「短期組合員」の資格喪失手続き
（臨時的任用職員、会計年度任用職員パートタイム、再任用短時間勤務職員等）

提出書類
- 短期組合員退職届書
- 組合員証等返納届書

2 退職前後の年金関係の手続き

一般組合員

退職時に既に老齢厚生年金を受給されている方（64歳以上の方）については、所属所からの退職予定者報告を受け、共済組合から自宅あてに**「年金改定請求書」**を送付します（３月頃）ので、必ず提出してください。年金額の改定および在職支給停止の解除処理を行います。

退職時に64歳未満の方については、共済組合が将来の年金受給に備えた**「年金待機者登録」**を行うため、手続きは不要です。年金受給開始年齢の２～３か月前に年金請求書が自宅に送付されます。

短期組合員

事業所が日本年金機構に届出ますので、手続きはありません。

お問い合わせ先　資格給付係　TEL 077-528-4553

年度末に退職される方の 3 貸付未償還元利金の返済（退職手当金から控除）

在職中に公立学校共済組合から貸付けを借受け、退職時点で貸付未償還元利金がある方は、退職手当から**貸付金の未償還元利金を一括して控除します。**

なお、退職前に貸付金を全額返済することもできます。

退職手当から控除する場合 ・・・・ 手続不要

- 退職手当の支給が令和５年４月になる場合の控除
  ➡令和５年３月末の貸付金残金に、１か月分（４月分）の利息が加算されることになります。
  （退職者ご本人が 償還の手続きをする必要はありません。）

退職前に全額返済する場合 ・・・・ 手 続 要

- お申し出により貸付元利金を一括返済することができます。
  年度末退職予定者が３月に繰上償還をする場合は、上記退職手当からの控除とは異なり１か月分（４月分）の利息を返済する必要がありません。

※なお、年度末退職予定者が現職中に全額償還を希望される方は、共済組合へ**令和５年２月15日（水）**までに**「全額繰上償還申出書」**を提出してください。【必着】

お問い合わせ先　保健貸付係　TEL 077-528-4555

末に退職されるみなさまへ

4 退職後の医療保険制度

退職（臨時的任用職員等の任期の終了を含む）されますとその翌日に公立学校共済組合滋賀支部の被保険者資格を喪失しますので、現在お手持ちの組合員証等を所属所に返納し、以下のいずれかの医療保険（健康保険）制度への加入手続きが必要です。

退職後の医療保険制度は、**就労状況**（雇用形態）や**家族構成**により異なりますので、退職されるまでの間に自身の加入すべき制度をご確認ください。

手続きに関するご案内は令和５年２月頃に各所属所に通知します。

退職後の医療保険制度の選択について

再任用で勤務される方や、引き続き一定の条件（※１）を満たす臨時講師・会計年度任用職員等で勤務される方は、組合員資格が引き続きますので手続きは不要です。

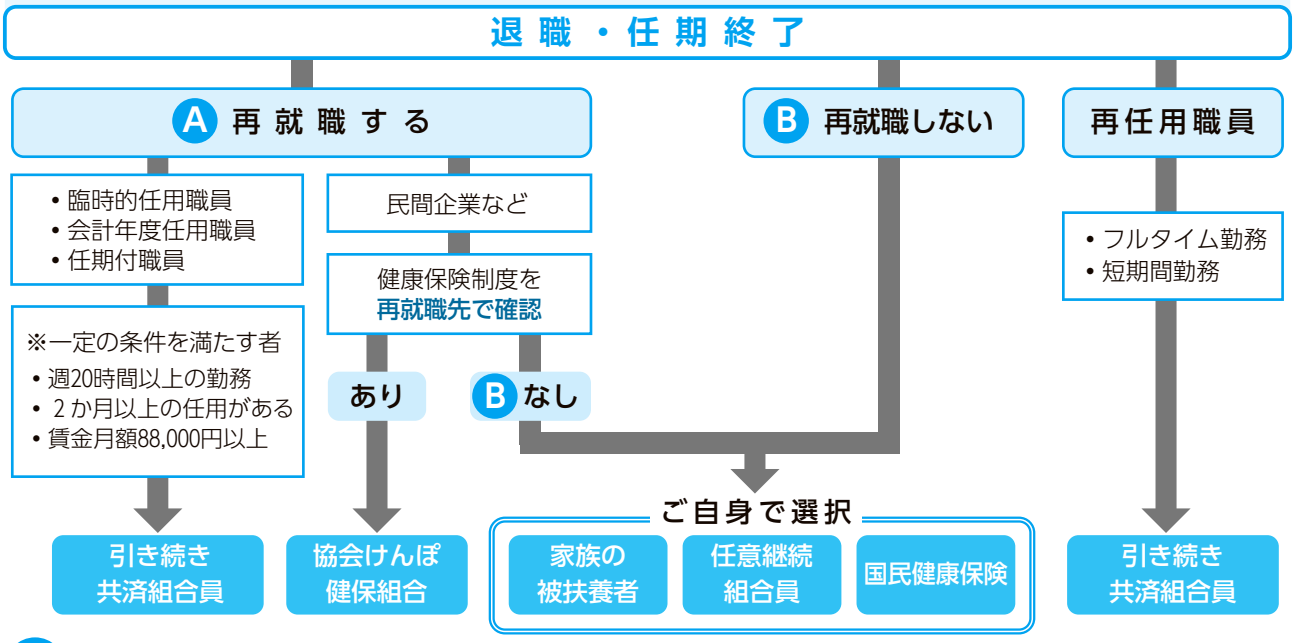

A 再就職する場合

再就職先で健康保険制度の適用があるか、**再就職先の事業主にお問い合わせください。**

適用がある場合は、再就職先の健康保険組合に加入します。

B 再就職しない場合や、再就職先で健康保険制度の適用がない場合

次のいずれかを選択することになります。

任意継続組合員制度に加入するには、引き続く組合員期間が１年と１日以上必要となります。

※短期組合員については、経過措置があります。

加入先	家族の被扶養者 （家族が加入する健康保険組合）	任意継続組合員制度 （公立学校共済組合）	国民健康保険制度 （居住地の市区町村役場）
制度の特長	・保険料が無料または低額 ・収入要件等あり（健康保険組合によって扶養の要件は異なります。）	・最長２年間加入できます。 ・共済組合独自の附加給付が引続き受給できます。	・すべての方が加入できる制度です。 ・保険料は前年の所得等により算定されます。

お問い合わせ先　資格給付係　TEL 077-528-4554

令和4年度(2022年度)末に 退職されるみなさまへ

～教職員互助会の退会手続きのご案内～

退会に伴う手続き

当互助会員のみなさまは、退職後は当会を退会することとなります。退会に伴う各種手続書類のご提出のほか、給与控除している各種控除金の手続き(※)をしていただくことになります。

これらの手続概要は、「令和４(2022)年度福利のしおり」24、25ページに掲載しておりますので、早めのご確認をお願いします。

(※) 貸付償還金の一括(即時)償還手続き、団体扱い生命保険料の払込方法変更手続き、グループ保険の継続(脱退)手続き

退職予定者説明会

年度末退職予定者を対象とした説明会を令和５年２月に開催します。当日は、上記手続きの具体的な説明や各種手続書類のご提出のほか、退職後の福利厚生を担う滋賀県退職教職員互助会の制度説明と加入案内などを行いますので是非ご出席ください。(開催日時等は所属所長あてに文書で通知しておりますのでご確認ください。)

貸付未償還元金の一括償還

互助会の貸付は、公立学校共済組合の貸付制度のように退職手当から未償還残高を控除できないため、口座振替により全額償還していただきます。(令和５年４月から再任用フルタイム勤務の方も同様です。)

償還希望月	提出書類	提出期限	償還方法
令和５年３月	一括償還申請書	令和５年２月28日(火)	当会が指定する日に口座振替します。(当会へ口座振替依頼書を未提出の方は令和５年２月28日(火)までにご提出ください。) 当会へ口座振替依頼書を提出されない方は、振込により償還してください。(令和５年度以降は振込手数料をご負担いただきます。)
令和５年４月	即時償還申請書	令和５年３月31日(金)	

償還希望月の初旬に償還方法について通知文書を送付します。
なお、即時償還の場合は未償還元金に１か月分の経過利息を加算いたします。

お問い合わせ先　教職員互助会　TEL 077-528-4557

カフェテリアプラン助成事業について

令和４年４月から11月までの間、資格を有し、掛金を納めた会員に対し、12月末日までに当会登録口座へ１万円を振り込みます。

この助成は、福利厚生に対する会員の多様化するニーズに対応し、会員の充実した生活を支援するものです。

余暇活動、健康づくり、生活支援、健康維持管理、自己啓発等有効に活用してください。

お問い合わせ先　教職員互助会　TEL 077-528-4557

カウンセラーの仕事とは

こころの相談室　臨床心理士　宮脇　宏司

カウンセリングの場にお出でになる方々は、抱えている難題を克服するための助言を求められる方が過半です。しかし、意外かもしれませんが、私たちカウンセラーは、その要望に直接応えることはあまりしません。むしろこころに抱えておられることの整理を手伝うことが多いのです。

ここに示している図は、そのお手伝いをする際の基本としている模式図です。この図では“自己信頼”が皆さんのこれからの道を開いていく際の舳先にあたります。これをそれぞれの方の中で支え確固としたものとして高めるためには、現状の“見直し”や仮説（見通し）の“試行”が為されなければなりません。そして見直しという以上、そこでは“現状がきちんと確認”されていることが大前提であるのはいうまでもないことでしょう。そうして、そのような現状確認や見直し・試行といった取り組みが適正に行われ、その効果が適切に把握されるために欠かせないのが落ち着きです。この落ち着きは、身体の安静と心理の安静すなわち身心共の安全安心感により得られます。

「急がば回れ」と言いますが、まさにこの図式に示した各段を下支えする要素が満たされていない状態では、どの様な努力も非効率・当て外れなものになってしまうのです。睡眠が十分にとれていない状態で緻密な思考が出来ますか？空腹を抱えていて力が出せますか？　家族や仲間との触れ合いを遠ざけて、生きている喜びを得られますか？　心を病むとは、この当たり前のことの大事さを忘れてしまうこととも言えるように思えます。

全ての土台となる身心の健康にこころを配り、落ち着いて今の自分や周囲の物事を確かめる。これまでの経験にそれらを照らし合わせ、あれこれを試しながら見通しを整えていく。カウンセラーである私は、お出での方のお話に耳を傾けながら、このような落ち着きを取り戻す道筋を一緒に確かめていきます。不安・心配事に張り付きがちな視線を動かし改めての現状が目に入るよう促こども併せて。

【図】落ち着くことから始まる成長への取り組み

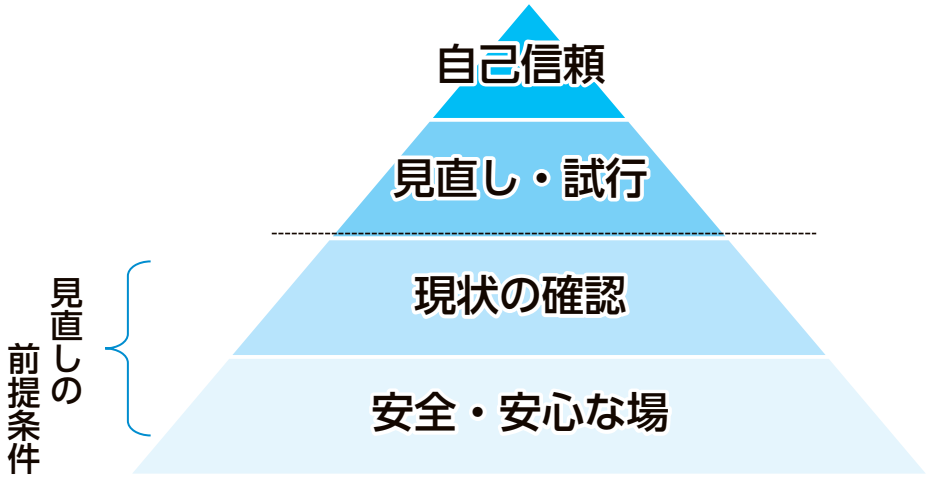

知っておきたいお金のアレコレ

iDeCoとつみたてNISA

特に計画もないままにセカンドライフを迎えるのと、計画的にそのときを迎えるのとでは、その結果は大きく変わってきます。セカンドライフを目前にしている方だけではなく、若い方も早めに準備を始めましょう。

今回は、iDeCoとつみたてNISAについてご紹介いたします。

一般NISA・つみたてNISA・iDeCoの比較

投資上限額や引出制限などを確認の上、資産形成の目的に応じて、自分に合った非課税制度を活用

同一年は、一般NISAとつみたてNISAの選択制で併用できません。

（イメージ図）

	一般NISA	つみたてNISA	iDeCo
加入（拠出）可能年齢	20歳以上の居住者※1		65歳未満の国民年金の被保険者
投資方法	新規投資のみ（一般口座や特定口座と損益通算不可。損失を翌年以降に繰越不可）	積立投資のみ	積立投資（スイッチング可）
税制優遇	運用益は非課税		拠出・運用・給付時に優遇税制有り
投資可能商品	上場株式・株式投信ETF・REIT等	株式投信・ETF（長期・積立・分散投資に適した商品に限る）	投信・預金・保険（運営管理機関により異なる）
拠出限度額（年間）	120万円	40万円	14.4万円～81.6万円※2
非課税保有期間	5年（終了時の残高繰越し可）	20年（翌年の非課税枠への移管は不可）	拠出から年金給付まで※3
引出期限	無し		原則、60歳まで引出せない

（注）2020年度税制改正により、上記の「一般NISA」は、2024年から新制度に移行されます。その際には、年間の投資上限額や投資対象商品等が現行制度とは異なりますので、ご留意ください。
※1　2023年1月より、18歳以上に引き下げ。
※2　国民年金の被保険者種別、企業年金制度等により上限額が異なります。
※3　iDeCoの資産にかかる特別法人税は、課税凍結中です。
※上表の項目および内容は、各制度のすべてを網羅したものではありません。

（出典）金融庁及び日本証券業協会ホームページ掲載資料をもとに、野村證券　資産形成推進部作成

iDeCoとは？

1. 毎月、一定額の掛金を積立て、運用商品を自分で選択します。運用成果を給付金として、原則60歳以降に、年金や一時金で受取ります。
   - ・公務員の掛金上限額は年144,000円（月12,000円）※
   - ・掛金の拠出ができるのは65歳未満の国民年金被保険者の方
   - ・運用商品は随時変更可能

   ※2018年1月より、拠出限度額は年単位で管理され、事前に手続きを行い特定月に数ヶ月分をまとめて拠出することも可能となりました。
2. いくら受取ることができるかは、運用成果によって異なります。
3. 拠出時・運用時・給付時の、それぞれの段階で税制優遇が受けられるため、効率的に老後のための資金準備ができます。
4. 原則として60歳まで引出しできませんが、転職したり、就業形態が変わる場合でも、制度を継続することができます。

（注）2022年5月より、加入可能年齢の上限は、65歳に引き上げ。
2022年4月より、受給開始年齢の上限は、75歳に引き上げ。

上記は制度の概要であり、すべてを説明したものではありません。
加入申出の際は、加入プランの詳細をご確認の上、お手続き下さいますようお願い致します。

（出典）各種資料より、野村證券　資産形成推進部作成

つみたてNISAとは？

1. 月々の積立契約により購入した公募株式投資信託等の売却益・配当金・分配金等が非課税になる制度
2. 利用可能な方：日本に居住している満20歳以上の方
   （NISA口座を利用される年の1月1日現在、2023年1月1日以降は、「満18歳以上」となります。）
3. 非課税投資枠：年間40万円
   非課税期間：運用商品を購入した年から最長20年間
   （途中売却は可能、非課税枠の再利用は不可）
4. すべての金融機関（銀行や証券会社）を通じて、同一年内に一人1口座
   （一般NISAとの選択制、同一年内でいずれか一方のみ選択可能。併用は不可）
5. 投資対象商品：長期の積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

（出典）各種資料より、野村證券　資産形成推進部作成

つみたてNISAの対象商品は長期・積立・分散投資に適した投資信託（※）に限定

（※）公募株式投資信託、上場株式投資信託（ETF）

1 投資初心者にも分かりやすい商品性で、手数料等が低く設定されているもの
- 公募株式投資信託等の場合、購入時手数料が0円（ノーロード）で、一定水準以下の低コストであること
- 運用対象や運用のしくみなどが複雑で、理解が難しい商品は除外

2 長期投資に適したもの
- 設定期間（信託期間）が無期限または20年以上であること
- 分配頻度が毎月でないこと

（ご注意）つみたてNISA口座のご利用にあたっては、さまざまなルールや注意事項がございます。詳しくは最寄の野村證券またはお取引店までお問合せください。
（出典）金融庁ホームページ「つみたてNISA早わかりガイドブック」をもとに、野村證券　資産形成推進部作成

この記事の内容については、野村證券株式会社 大津支店ライフ・パートナー課様からご提供いただいたものです。

iDeCoのお申込み手続きについて

加入申込書または加入者登録事業所変更届に必要となる「事業主の証明」は、健康福利室（県費職員に限る）で行いますので、各所属の事務担当者を経由してご依頼ください。

お問い合わせは福利厚生係まで　☎077(528)4550